

# 事業者向け太陽光発電設備導入補助事業

## Q & A (よくあるご質問)

**Q 1 交付要件となっている「中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者」について、詳細を教えてください。**

A 1 以下の表中、「資本金の額又は出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のいずれかの要件を満たすと「中小企業者」となります。

	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業 その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業に属する事業	1億円以下	100人以下
サービス業に属する事業	5,000万円以下	100人以下
小売業に属する事業	5,000万円以下	50人以下

**Q 2 FIT制度・FIP制度の認定は取得できないとの条件がありますが、余った電力は売電できないということでしょうか。**

A 2 自家消費率が50%以上の状態であれば、FIT制度・FIP制度の認定を取得しない方法で売電を行うことは可能です。

**Q 3 商品の支払いに関して、クレジット払いやローン契約を締結する際に、実績報告時まで完済できないことも想定されますが、手続き上問題ないでしょうか。**

A 3 実績報告時に太陽光発電設備の所有権が交付申請者に移転していれば手続き上問題ありません。その場合は、所有権が移転していることを証明できる資料も併せてご提出いただく必要があります。

**Q 4 太陽光発電設備の導入に併せて、定置型蓄電池の導入も検討していますが、蓄電池に対して国の補助金制度を活用することは可能ですか。**

A 4 可能です。国の補助金制度を活用するに当たり、国の補助金制度の補助対象設備が太陽光発電設備に該当しなければ特段問題ありません。

**Q 5 事業計画書の年間電力自家消費量・年間発電量見込みに関して、どのように算出すればよいでしょうか。**

A 5 年間電力自家消費量見込みについては、直近1年間の電力使用量等を参考にご記入いただき、年間発電量見込みについては、事業者等が作成する発電シミュレーション等を参考にご記入ください。

**Q 6 自家消費率50%以上が条件となっておりますが、実績については毎年報告する必要はありますか。**

A 6 実績報告の義務はありませんが、情報の提供等を求める場合があるため、電力使用量・発電量等については記録を残していただきますようお願いします。

**Q 7 新設の事業所に太陽光発電設備を設置する際、事業所の建築請負契約を既に締結している場合に申請は受け付けてもらえないでしょうか。**

A 7 事業所建築と太陽光発電設備のご契約が別であれば、太陽光発電設備のご契約前に申請していただければ問題ありません。また、当初の建築契約に太陽光発電設備の設置を含んでおらず、後から追加で太陽光発電設備のご契約を行いたい場合は、変更契約書等をご提出いただければ申請受付は可能です。

**Q 8 事業所新設の場合、太陽電池モジュールの設置箇所を示すカラー写真は必要ですか。**

A 8 事業所新設の場合は不要です。既築の場合でも正確なカラー写真の提出が困難な場合はご相談ください。

**Q 9 当初の予算額は幾らですか。**

A 9 1,400万円(280kW相当分)です。予算残高については新居浜市ホームページをご確認ください。

**Q 10 契約日は交付決定日と同日でも可能ですか。**

A 10 可能です。交付決定日以降(交付決定日を含む)に補助事業に着手する必要があります。

**Q 11 ソーラーカーポートは補助対象機器となりますか。**

A 11 申し訳ありませんが、本補助金の補助対象とはなりません。